

第七十三号議案

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例第十二条の二の規定は、この条例の施行の日前に東京都ふぐの取扱い規制条例第二条第五号に規定する営業者から当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

第七十三号議案 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。